公園事業の決定および審議会が認める審議を要しない軽微な事項について

1 自然公園の概要

自然公園とは、優れた自然の風景地に区域を画して設けられる公園のことをいい、その風景 地の内容や指定方法により3種類の公園がある。

滋賀県には、2つの国定公園と3つの県立自然公園が指定されており、県面積に占める自然公園の比率(37.3%)は全国一高い。

NA					
種類	概要	指定	管理	県内の指定	
国立公園 【法第2条第2号】	我が国の風景を代表するに足り る傑出した自然の風景地	围	国	(指定なし)	
国定公園 【法第2条第3号】	国立公園に準ずる優れた自然の 風景地	国	県	琵琶湖 鈴鹿	
県立自然公園 【法第2条第4号】	優れた自然の風景地	県	県	三上・田上・信楽 朽木・葛川 湖東	

法・・・自然公園法

2 公園計画、事業決定、事業執行について

(1) 公園計画

公園区域、基本方針、保護計画(行為規制に関するゾーニング等)、<u>利用計画(自然公</u>園にふさわしい利用を推進するための施設整備等)を定める。

(2) 事業決定 4

公園事業(公園計画に基づいて執行する事業 (例:園地、宿舎、野営場等))の位置 および規模を定める。

種類	公園計画 公園事業		公園事業			
	の決定	の決定	の執行			
国立公園	国	国 【法第9条第1項】	国 公共団体(協議) 民間事業者(認可)			
国定公園	国	県 【法第9条第2項】	県 公共団体(協議) 民間事業者(認可)			
県立自然公園	県	県 【条例第 10 条第 1 項】	県 公共団体(協議) 民間事業者(認可)			

法第9条第1項・・・<u>国立公園</u>に関する公園事業は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

法第9条第2項・・・<u>国定公園</u>に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。 (国定公園においても、国立公園における規定(同条第1項)に 準じて、滋賀県環境審議会の意見を聴いて公園事業を決定してい る。)

条例・・・滋賀県立自然公園条例

(令和6年3月26日一部改正公布、同年7月1日施行)

条例第10条第1項・・・(<u>県立自然公園</u>に関する)公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

(3) 事業執行

事業執行者、施設の位置・規模・構造、管理または経営方法を定める。

- 3 環境審議会への諮問事項について
 - (1)公園事業の決定について【法第9条第2項、条例第10条第1項】
 - ア 琵琶湖国定公園 (→資料4-2) 近江舞子集団施設地区における宿舎事業
 - イ 三上・田上・信楽県立自然公園 (→資料4-3)
 - (ア) 希望が丘集団施設地区における野営場事業
 - (イ) 希望が丘集団施設地区における宿舎事業

集団施設地区・・・公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて指定された地区。県内では、近江舞子(大津市)、近江八幡 (近江八幡市)、希望が丘(野洲市、湖南市、竜王町)などを指定。

(2)審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国定公園事業および県立自然公園事業の決定等について

法に基づく国立公園に関する公園事業の決定、廃止または変更については中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

しかし、同審議会の意見を聴く実質的な意義に乏しい案件が出てきていたことから、令和4年4月1日の法改正により、同審議会が軽微な事項と認めるものについては、同審議会の意見を聴くことを要しない規定が設けられ、同日に「審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国立公園事業の決定等について」が定められた。

⇒ 本県が国定公園および県立自然公園において行う公園事業の決定、廃止または変更 についても、国立公園に関する公園事業の決定等の場合と同様の取扱いとするため、 滋賀県環境審議会の意見を聴くことを要しない軽微な事項の内容を定める。

(→資料4-4)